

事 務 連 絡  
令和元年 11 月 27 日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、  
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
新潟県、山梨県、長野県、静岡県

災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

令和元年台風第 19 号等における賃貸型  
応急住宅の供与の取扱いについて

今般の台風第 19 号等における賃貸型応急住宅の供与の取扱いにあつては、発災以降に契約した被災者名義の賃貸借契約であっても、その契約時以降、都県（その委任を受けた市区町村を含む。以下同じ。）名義の契約に置き換えることができる場合（各都県の定めた応急仮設住宅の入居基準や家賃額等の条件に合致する場合）には、当初契約時に遡って災害救助法の適用となり、同法の国庫負担が行われるので、御了知願いたい。

なお、契約名義の置換えに当たっては、退去修繕負担金や仲介手数料などの入居費用の二重払いが行われないようにするとともに、賃借料について被災者の負担が生じないように留意されたい。

また、この点につき、管内市区町村に対する情報提供を併せてお願いする。